

令和 3 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会

目次

基本理念・基本目標	1
基本方針	2
事業内容	
目標① “お互いさん” の地域づくり ～やさしく ひろがる そっと見守り～	3
目標② 気兼ねなく「助けて」と言えるしくみづくり ～「ようきいて」 「よう言うて」 「おおきにな」～	5
目標③ 一人ひとりの良さに気づくことから始める人づくり ～高めあい 育ちあい 和気あいあい～	9
目標④ みんなが輝く場や機会づくり ～『得意』『好き』を持ち寄って 東近江 115,000 笑ット～	10
目標⑤ 東近江の魅力を再発見と誇りづくり ～やっぱりええやん 東近江～	13
目標⑥ 地域活動を支えるためのサポート ～とことん14地区にこだわり、地域づくりをすすめます！～	13
基盤強化計画	15

基本理念

共に生き、安心して暮らせる福祉のまちづくり

地域に暮らす高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、お互いに理解しあい、協働して共に支えあいふれあいながら、住み慣れた地域において、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現します。

基本目標

1. 住民参加のまちづくり

地域福祉を推進するために、一人ひとりの自主的な福祉活動への参加を培うことによって、暮らしや地域の課題を明らかにし、福祉の担い手として心つながる福祉社会づくりを推進します。

2. みんなで支えあう地域づくり

地域に暮らす住民が、お互いの人権を尊重し、思いやり、助け合い、支えあう地域づくりを、幅広い関係機関や団体との連携を図り、総合的に推進します。

3. 福祉サービスの充実と支援体制づくり

誰もが尊厳をもった健やかな生活を継続できるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現し、地域に根ざした支援体制づくりを推進します。

令和3年度 社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会 事業計画

つながりと地域愛でつくる ふだんの くらしの しあわせ

◆ 基本方針 ◆

令和2年度は、コロナ禍の影響で、経済をはじめ市民生活や地域福祉を脅かす、かつてない危機的状況、混乱を來した年であり、いまだ終息の兆しが見えません。

また、少子高齢化の進展やそれに伴う人口減少、家族形態や生活様式の変化、貧困問題等により、市民の社会福祉への関心がより一層高まり、社協の果たす役割や期待は益々重要性を増してきています。

このような状況下、東近江市社会福祉協議会は、地域住民にとって最も身近で信頼される組織としての自覚と責任をこれまで以上に強く認識し、誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進に取り組むことを基本方針として、各事業の推進を図ってまいります。

本年度は、住民主体の地域福祉活動を進めるために策定した「第2次東近江市地域福祉活動計画」の最終年度であり、目標に掲げた6つの項目実現のための課題解決に向けた取り組みを一層推進するとともに、第2次計画の総点検と検証を行い、次の第3次計画の策定準備を進めてまいります。

一方、本会における経営状況は、これまで改革や改善を進めて参りましたが、計画通りの結果が得られず、依然として非常に厳しい状況にあります。

これらの状況を改善すべく、「介護事業」と「会費・共同募金」について、それぞれ検討委員会の答申をもとに改善策を進めてまいりました。特に介護事業については3箇年の改善事業計画を策定し、年間を通じ常に経営状況を確認する中で方向性を見極め改革に取り組んでいくと共に、本会全体についてもすべての事務事業やサービス内容の見直し等職員全員で取り組み、2年後には健全な経営ができるよう文字通りワンチームになって進めてまいります。

昨今、世界中でSDGsへの注目が改めて高まっていますが、根本である「だれ一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目的に設定されている17のゴール（目標）には貧困、健康と福祉、働きがいなど、まさしく本会の目指す目標そのものが含まれており、その実現のためにも、より質の高いサービスの提供や地域の様々な生活・福祉課題の支援と解決ができるよう、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

東近江市社会福祉協議会は、今後も市民の皆様とともに、この地域に住む全ての人々が“共に見守り、支え合い、豊かに暮らせるまち”的実現のため、市民の皆様にしっかりと寄り添い安心して生き活きと暮らせるまちづくりに努めます。

【事業内容】

目標① “お互いさん”の地域づくり ～やさしく ひろがる そっと見守り～

1. 共助の基盤づくり事業＜地域福祉課＞

年齢や性別、置かれている環境などに問わらず、身近な地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域全体で支え合う地域づくりを進めます。

また、市内14地区に地区担当ワーカーを配置し、地域住民による支え合いの取り組みを支援する等、各地区の状況に応じた地域づくりを行います。

2. 見守り活動の推進、支援＜地域福祉課＞

住民同士が互いに気にかけ合う地域づくりを目指し、さまざまな見守り活動を推進します。

◇安否確認などの訪問活動（見守り給食事業、友愛訪問、一人暮らし高齢者安否確認訪問など）の支援を行います。

◇見守り活動支援事業助成の実施

◇医療、福祉の専門職と地域住民が連携した見守りを進めます。

3. 見守り会議の開催支援・参加＜総務課・地域福祉課＞

「見守り」から「発見」へ、「発見」から「支え合い」へ、「支え合い」から「問題解決」へと繋がる循環発展型の見守りと支え合いのネットワークづくりを地域に広げ、高めていくことを目指します。

また、地域住民の生活課題解決に取り組むために住民と関係機関・団体などの専門職のネットワーク構築を推進します。特にコロナ禍において社会的孤立や認知症、生活困窮を重要な地域課題として取り組みを進めます。

◇見守り活動スタートアップ助成事業の実施

4. 生活支援センターの養成と住民による生活支援活動の支援

＜地域福祉課＞

暮らしの中での困りごとや人の変化に気づき、声をかけ手助けする人づくりを進めます。

◇生活支援センター養成講座の開催（1会場）

◇生活支援センターの活動支援

（専門職や関係機関等とのつなぎや調整、センター懇談会への参加など）

◇生活支援センター交流会・研修会の開催（年1回）

5. 地域での集いの場・居場所づくりの支援＜総務課・地域福祉課＞

新型コロナウイルス感染症の広がりにより、地域住民などによる福祉活動やボランティア活動は休止や延期など活動自粛を余儀なくされました。

この間、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の深刻さ等が増す一方、誰かとつながり、誰かを支え、支えられていることの大切さが改めて浮き彫りとなりました。

このような状況においても、つながりを途切れさせない活動、必死につながろうとする取り組みが進んでいます。

コロナ禍にあっても、分断された地域コミュニティの繋がりの修復と強化に向けて、感染症防止対策の徹底を図りつつ、市民の生命と生活を維持する福祉活動の展開を目指します。

◇集いの場・居場所づくり支援

身近な地域（自治会や地区）で住民同士が集まり、お互いに元気が確認し合えるような集いの場や居場所づくり、また立ち上げに向けた相談支援を行います。

◇サロン活動支援

新型コロナウイルス感染症によりサロン活動の自粛や再開の目途が立たないなど、サロン運営に関わる方々の困りごとや相談に応じ、コロナ禍においても感染防止対策を図りながらサロン活動が開催できるよう支援します。

◇サロン活動代替支援

新型コロナウイルス感染症によって、地域での集いの場に集まることへの抵抗感からサロン活動が実施できない代替活動支援として、サロン参加者への見守り活動や安否確認などへの活動に対し、共同募金財源を活用した支援を行います。

◇サロン活動の拡大

サロン活動を全市的に拡充するとともに、介護予防も視野に入れた活動の拡大を図り、健康長寿のまちづくりを目指します。

◇子どもの居場所づくり支援

子ども食堂を中心に子どもの居場所づくりが広がる中、居場所づくりに関わる人・団体が交流する機会をつくり、取り組みの推進を図ります。また、継続した活動となるよう市民の支援が届くしくみや助成のあり方について検討します。

◇いきいきラジオ体操助成（新規）

新型コロナウイルス感染症により、外出・運動の機会が減少する中、定期的にラジオ体操を行うグループや始めようとしているグループに、ラジオ体操に必要な備品を配付し、地域での見守りと健康の維持増進を目指します。

6. 福祉委員(福祉推進委員・福祉協力員)との連携<地域福祉課>

小地域での福祉活動を進めるために、見守りや支え合い活動の担い手として自治会に設置されている福祉委員（福祉推進委員・福祉協力員）との連携を強化します。

◇福祉委員会交流会の開催支援など

7. 善意による「寄付」や「募金」の有効活用

（善意銀行、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい激励金）<総務課>

市民や企業の皆様からの金銭や物品の「寄付」を活用した生活困窮者への緊急食料・物資を提供する取り組みをはじめ、「歳末たすけあい募金」による経済困窮世帯への激励訪問など、住民が住民を支えるお互いさまのしくみを充実させるとともに、寄付者や募金者の意を反映した事業展開を進めます。

またコロナ禍において市民が納得できる活動に重点配分するよう活用内容を検討します。

- ◇緊急食料品給付事業の実施（善意銀行）
- ◇生活困窮世帯（者）への食糧や生活用品の一時的な支援（善意銀行）
- ◇歳末たすけあい激励訪問の実施（歳末たすけあい募金/善意銀行）
- ◇災害見舞金事業の実施（赤い羽根共同募金・善意銀行）
- ◇地区社会福祉協議会実施の事業への助成（善意銀行/赤い羽根共同募金/歳末たすけあい募金）
- ◇福祉団体実施の地域交流事業への助成（赤い羽根共同募金/歳末たすけあい募金）
- ◇ボランティアグループ育成・支援助成（赤い羽根共同募金）
- ◇飛び出し人形設置の支援（赤い羽根共同募金）
- ◇子どもの遊び場遊具への助成（赤い羽根共同募金）
- ◇小学校入学お祝い～交通安全祈願～事業の実施（新規）
- ◇リサイクル預託（アルミ缶、牛乳パック、ベルマーク、使用済プリペイドカード、使用済切手、ペットボトルキャップ）

8. Food Day25による‘食’の支援＜総務課・相談支援課＞

広く市民に善意の寄付（食糧）を呼びかけ、ご寄付いただいた食糧を生活に困っておられる方にお渡しする「食」の支援を実施します。市民の皆様へ生活困窮者支援への理解を図ると共に、地域に支援の輪を広げていけるよう、民生委員・児童委員をはじめ地域ボランティア、行政、関係機関と連携して取り組みます。

目標② 気兼ねなく「助けて」と言えるしくみづくり ～「よう聞いて」「よう言うて」「おおきにな」～

1. 「地区ボランティアセンター」の設置＜地域福祉課＞

身近な地域で、住民が住民の困りごとを聞き、解決に向けて必要な資源（人や活動など）につなげるしくみとして、市ボランティアセンターと地区担当ワーカーが連携して、市内各地区に地区ボランティアセンターの設置を目指します。

- ◇3地区をモデル指定し、設置・運営を支援
- ◇地区ボランティアセンター勉強会の開催（年1回）

2. 生活支援体制整備事業『地域支え合いコーディネーター』の設置、 『地域支え合い推進協議体 いっそう元気！東近江（第1層協議体）』の開催 ＜地域福祉課＞

誰もが、支援が必要かどうかに関わらず、可能な限り自立して心豊かに暮らし続けることができる地域づくりのため、『地域支え合いコーディネーター』を設置し、その推進に努めます。

住民、医療福祉の専門職、福祉に限らず多様な人や団体が互いの強みやアイディアを持ち寄り、制度の枠にとらわれない支援について協議する『いっそう元気！東近江』を開催し、市域で必要な地域づくりを進めます。

- ◇『地域支え合い推進協議会 いっそう元気！東近江』の開催（年4回）
- ◇『地域支え合い推進協議会 いっそう元気！東近江』各プロジェクトの開催と取り組みの推進（隨時）

- ・各プロジェクトの開催（隨時）
 - ・住民と医療福祉の専門職がつながるプロジェクト
 - ・暮らしを豊かにする外出支援プロジェクト
 - ・農で活躍プロジェクト
- ◇地域づくりにおける専門職の役割を考える研修会の開催（年1回）
- ◇地域支え合いコーディネーター定例会への参加（2ヶ月毎の開催）
- ◇第2層協議体の設置・運営支援（隨時）
- ◇第2層コーディネーターの活動支援（隨時）

3. 社会福祉調査の実施＜地域福祉課＞

支援を必要とする人の実態や、市・地区・小地域の傾向を把握、またそのデータを地域づくりに活かすことを目的に、民生委員・児童委員と協働して調査を実施します。
 （生活困難世帯・一人親世帯・両親のいない世帯・認知症などの在宅療養者・独居高齢者や高齢者のみの世帯・障がい児者・ひきこもりなどの気になる世帯）

4. 災害時に助け合えるしくみづくり＜地域福祉課＞

災害時には、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災地域の復興支援を行います。そのため関係団体、機関と連携を強化し、災害時を想定した災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施します。また、市民への啓発活動に取り組むことで、災害に関する関心を高め、災害への備えと災害に強いまちづくりを推進します。

5. 職員の専門性を活かした相談支援＜相談支援課＞

資格（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・主任介護支援専門員・相談支援専門員・看護師）をもつ社協職員が、専門的な知識や技術を活かし、身近な相談窓口として市民からの様々な相談に応じます。

①総合相談事業

社協職員のもつ専門的な知識や技術と多様な事業、関係機関や住民とのネットワークを活かし、相談者の抱える困りごとを丸ごと受け止め解決する総合的な支援をします。また、包括的な相談支援体制の構築を関係機関とともに検討します。

②法律相談

日々の暮らしの中の困りごとに、法律的な立場から顧問弁護士が助言を行います。相談は無料で、事前に社協職員が相談者の困りごとを聞き、法律的な助言を得たい点を整理し弁護士に伝えることで、限られた時間の法律相談の場が相談者にとって困りごとの解決につながる場となるよう支援します。

6. 生活困窮者への生活支援＜相談支援課＞

コロナウイルス感染症の影響による減収や失業から、生計維持が困難な状況に陥ってしまったわれた方、債務超過となってしまう方など、多くの方への支援が必要となってくることが想定されます。生活困窮者支援に関わる事業を中心に、こういった方々の暮らしを守る支援に努めます。

(1) 家計改善支援事業の実施

経済的に困窮されている世帯が、困窮状態から脱し自立した生計維持が图れ、再び困窮状態にならないよう、家計の状況を明らかにし、家計のやりくりのアドバイスや、滞納・借金の整理などを相談者に伴走した支援を行います。また、生活再建のために一時的に資金が必要な時は、民生委員・児童委員や生活困窮者自立支援制度の相談窓口と連携し、自立にむけた資金の貸付（生活福祉資金貸付制度）の紹介を行います。

混迷する経済状況の中、家計改善支援のニーズは今後さらに高まるものと考えられます。早期の対応は重要であり、家計改善支援事業の立場から自立支援計画（自立相談支援事業が作成）への積極的な提案を行い、家計改善支援事業に早期につながるようにします。

(2) 生活福祉資金・小口貸付資金事業

低所得者世帯、障がい者または高齢者のいる世帯で、他から資金の融通を受けられない世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送っていただくことを目的とした福祉の貸付制度です。相談者の状況を聞き取り、借入が必要な場合、借入が過度の後年負担となり償還により生活が圧迫されないよう、長期的な生活の見通しを立てながら支援を行います。また、緊急食料支援や善意銀行の寄付物品の活用、S&S や就労支援につなぐなど、経済的困窮の背景にある課題に着目し、経済面の支援だけにならない相談支援をします。

生活福祉資金貸付制度で対応できない方には、本会独自の小口貸付資金を活用し、即応した相談支援を行います。

(3) 特例貸付

令和元年末から開始された、コロナウイルス感染症の影響によって減収や失業となり、生計維持が困難な世帯への通常の貸付要件を特例的に変更した「緊急小口資金・総合支援資金」貸付は東近江市も大勢の方が活用されました。今年度、延長申請の継続に伴う手続きを適切に行うと共に、貸付後の生活相談への対応や来年度からの償還に向けての支援を行っていきます。

7. 地域福祉権利擁護事業の実施＜相談支援課＞

認知症や障がいにより判断能力が十分でない方が、地域でその人らしく自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続きや日常的な金銭の管理を中心とした支援を行います。本事業利用希望の相談は多くあり、必要な方へ可能な限り早く支援が届くよう、効率的、効果的な事業運営に努めます。

8. 成年後見制度の利用支援＜相談支援課＞

法的に権利を守る成年後見制度を周知し、必要な人が適切に利用できるよう支援します。

9. 在宅福祉サービスの実施と相談機能の充実＜相談支援課・在宅福祉課＞

(1) 介護保険事業

①訪問介護（介護予防）事業

- ・サービスを提供する中で、気づいた利用者やその家族の抱える困りごとについて、制度で解決できないことは他部所に発信、連携し、解決を目指します。

- ・ヘルパーステーションの人員体制を整え、利用希望の多い朝夕の時間帯を受けられるようサービス提供体制の強化を図ります。
- 《事業所名》 ヘルパーステーションゆうあいの家
ヘルパーステーションなごみ
ヘルパーステーションせせらぎ

②通所介護（介護予防）事業・地域密着型サービス事業

- ・地域のニーズ、利用者のニーズに合わせたサービス提供に向けて、事業内容の編成、運営体制の見直しを行います。
 - ・実利用者数に合わせた事業規模への移行を図ります。また、それぞれの事業所を取り巻く利用者・他のサービス整備などの要因を分析し、そこから見えるニーズに対し、未だ取り組まれていないサービス内容に取り組むなど、地域住民に必要とされる事業所への転換を図ります。
 - ・かじやの里の新兵衛さん（小規模多機能型居宅介護）においては、事業所周辺のサービス整備状況や、利用状況を見ながら今後の転換方向を見極めます。
- 《事業所名》 デイサービスセンターへートピア（地域密着型通所介護へ移行）
デイサービスセンターゆうあいの家
デイサービスセンターじゅぴあ
デイサービスセンターあさひの
デイサービスセンターちやがゆの郷（認知症対応型）
小規模多機能型居宅介護事業所かじやの里の新兵衛さん

◇認知症高齢者見守りネットワーク事業【委託】

事業内容：認知症・声かけ見守り訓練、見守りネットワーク会議、家族会、認知症カフェ、施設所在の自治会等との避難訓練、地域の子どもとの交流等

（2）障がい（児）者福祉サービス事業

障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりを目指したサービス提供に努めます。

①障がい者相談支援事業

◇特定相談支援事業／障害児相談支援事業【自主】・相談支援事業【委託】

- ・障がいのある人やその家族からの相談に応じ、福祉サービスを利用するための情報提供、専門機関の紹介や調整等を行います。利用者の意思を尊重したサービス計画の作成と生活に関する相談支援を行います。
- ・令和2年度は、より専門的な支援に努めると共に、質の高いサービス提供を行う事業所に加算される「特定事業所加算」算定のための体制整備を行います。
- ・前年度から職員体制が3名になったことより、相談件数も増えています。令和3年度も引き続き、支援が必要な方へ適切な対応が行えるように、専門知識の習得に努め、取り組みます。

- 《事業所名》 特定相談支援事業所ハートピア
障害児相談支援事業所ハートピア

②障がいホームヘルプ事業

◇居宅介護事業（障がいホームヘルプ）

- ・障がいの特性や生活歴などの背景を理解した支援を行えるよう、社協内外での研修や事例検討を通じ、職員の知識や技術の向上を図ります。
- ・新型コロナ感染症に関わる支援についても障がい特性を理解し、利用者を囲む支援者と連携し、早急な判断と対応を行います。

◇視覚障がい者等への移動支援事業（個別支援・ガイドヘルプ支援）

- ・視覚障がいを持つ方へのガイドヘルプにとどまらず、その他の障がいを持つ方への公共交通機関を利用した外出支援へも対応していきます。

《事業所名》 ヘルパーステーションゆうあいの家

ヘルパーステーションなごみ

ヘルパーステーションせせらぎ

（3）その他在宅関連自主事業

①住居提供事業（永源寺事務所「ゆうあいの家」）【委託】

- ・冬季の間、高齢等のため自宅での生活に不安のある方に、生活の場を提供します。

②在宅生活継続支援訪問介護サービス（おたすけサービス）【自主】

- ・在宅生活を継続するために必要な支援で、制度ではできない利用者のニーズに対応する訪問介護を実施します。

目標③ 一人ひとりの良さに気づくことから始める人づくり ～育ちあい 高めあい 和気あいあい～

1. 社会福祉大会の実施＜総務課＞

地域住民や地域の福祉活動、市民活動、ボランティア活動などに携わる人が集い、より一層地域福祉の機運を高めるため、コロナ対策を図りつつ、社会福祉大会を開催します。

また、社会福祉の増進・向上に多大な貢献をされた個人・団体等を表彰し、その功績を称えるとともに、多額の浄財を寄付、または募金いただいた個人・企業・団体等に対しては感謝状の贈呈を行い、地域貢献に対する意識の啓発に努めます。

◇東近江市共同募金委員会長感謝

◇東近江市社協会長表彰・感謝

2. 福祉共育の推進＜地域福祉課＞

地域のよいところを発見したり課題について考えるなど、福祉や地域づくりについて学ぶ機会をつくり、子どもから大人まで地域に暮らす住民同士が共に育ち合う福祉共育をすすめます。

◇福祉の学習会や懇談会の開催

◇依頼先の希望に寄り添いながら、社会的包摂、地域共生の視点からのプログラムを用いた福祉共育の実施

◇当事者やボランティア等福祉共育に関わる方々との、意見交換会の開催

3. 生活支援体制整備事業 地域支え合い推進員(第2層コーディネーター)の養成<地域福祉課>

生活支援体制整備事業における第2層（市内14地区を想定）コーディネーターの設置に向けて、コーディネーターの養成を行います。

- ◇第2層協議体・コーディネーター研修会の開催（年1回）

4. 地区コーディネーター(仮称)の養成<地域福祉課>

地区ボランティアセンターの取り組みを進めるにあたり、地区的ニーズキャッチや困りごとの解決を図るなどの役割を担う、住民による地区コーディネーター（仮称）の設置と養成について検討を行います。

5. 住民懇談会の開催<地域福祉課>

自治会や地区など、自分の暮らす地域について語り合い、地域づくりをカタチにしていくきっかけとなるよう、地区社協など関係団体と連携し懇談会を開催します。

6. 若者懇談会の開催<地域福祉課>

若者が地域に対して思うことや、将来どんなまちになってほしいかなど、自分たちが住み続けたいまちについて話し合う場をつくります。実施については、地区社協や関係機関と協働し、地域づくりに反映されるよう検討します。

7. 中学生懇談会の開催<地域福祉課>

子どもたちがまちづくりについて話し合う場をつくり、近い将来を担う中学生らの意見を反映した地域福祉活動を展開し、大人になっても住み続けたいまちづくりにつなげます。実施にあたっては、地区住民福祉活動計画推進会議などにおいて住民とともに企画し、具体的な取り組み等に反映できるものとします。

8. 米寿記念写真展<地域福祉課>

長寿を祝い、年長者を敬う心を育むことを目的に、米寿を迎えた人の写真を撮影、掲額します。

目標④ みんなが輝く機会や場づくり

～『得意』『好き』を持ち寄って 東近江 115,000 笑ツ～^ワ

1. ボランティア活動の支援<総務課・地域福祉課>

住民が気軽にボランティア活動へ参加できる取り組みを進めるとともに、その活動を支援します。

- ◇ボランティア活動への参加促進と活動支援
- ◇ボランティアの活動調整と活動支援

- ◇ボランティア情報の収集と発信
- ◇ボランティアグループへの活動助成（赤い羽根共同募金）
- ◇企業との連携した社会貢献活動の推進

2. 東近江市のボランティア推進を考える会の開催＜地域福祉課＞

ボランティア活動の活性化やボランティアの裾野が広がるよう、地域住民や企業・団体・関係機関等とともに住民参画・協働により推進していくため、東近江市のボランティア推進を考える会を開催します。

- ◇年3回開催
- ◇ボランティア川柳やフローチャートの活用
(住民への啓発、企業等への情報発信など)

3. 子どもへの学習・生活支援事業＜地域福祉課＞

貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の子どもたち（中学生・高校生等）の居場所づくりを通して学習面のサポート、生活力の向上、社会性を身につけることを目指した支援を行います。

また、子どもたちへの関わりから見えてくる課題を世帯全体の支援につなげます。

- ◇毎週火曜日(五個荘会場)、木曜日(南部会場)、金曜日(八日市会場)に開催
- ◇冬休み特別講座の開催（年末年始）
- ◇生活力を高める講座の開催（年1回）
- ◇3会場参加児童 合同交流行事の開催（年1回）
- ◇ケース情報共有会議（年6回）への参加
- ◇事業検討会議（年2回）への参加

4. 障がい児サマーホリデー事業の実施＜地域福祉課＞

夏休み期間中、障がいを持つ子どもたちが集い、遊びを通した地域の人とのふれあいの場を保護者・ボランティア・行政と協働して実施します。

- ◇6会場×15日

5. シニア世代の仲間づくり講座の開催＜地域福祉課＞

シニア世代へ仲間づくりのきっかけとなる場を提供し、地域の活動等に関心を持つ人づくりを目的として実施します。実施にあたっては、受講生OBの協力を得て活動の輪がひろがるよう支援します。

- ◇仲間づくり講座開催 5日×年1回

6. 地域デビュー講座(年代別など)開催や機会づくり＜地域福祉課＞

さまざまな年代の人が地域に関心を持ち、ヨコのつながりをつくり地域活動に関わるきっかけができるよう、また、子育て世代や働き世代が地域活動に参画していくための検討を行います。

7. 人財活躍バンクのしくみづくり<地域福祉課>

自分の得意なことや好きなことを身近な地域で役立てる、また、障がいのある子の親、ひきこもりの経験がある人などいろいろな立場の人が自治会や企業等で話す機会を持つなど、さまざまな人財が活かされるしくみづくりについて検討をすすめます。

8. 農業を活かした活動の場づくり<地域福祉課>

障がい者や高齢者、ひきこもり等の方が、農業を活かして社会参加の場を広げ、いきいきとした暮らしができるような仕組みづくりについて、検討をすすめます。

9. 多様な分野で活動している人がつながる場づくり<地域福祉課>

多様な分野で活動している人たちが集い、話し合える場を設け、つながりと協働のきっかけをつくります。

- ◇第1層協議体
- ◇第2層協議体
- ◇地区住民福祉活動計画の推進の場

10. 児童センターの運営<総務課>

乳幼児の親子から小中高校生まで、子どもたちが遊べる環境を整え、安心安全な遊び場を提供し、遊びの指導や仲間づくりなど健やかに育ちあう居場所づくりと遊びの充実をはかります。また子育てを支援し各種相談に応じ、見守りの中で、課題を抱えている子ども、保護者を見逃さないよう早期発見に努め、相談につなげていきます。

夏休みの長期期間中には、短時間就労等の保護者が安心して働く環境を支援し、学童保育に通っていない小学生が長期休暇を有意義に過ごせるよう子どもの居場所づくり事業の開催や、学校区域や学年を超えたつながりや楽しい思い出作りを提供する特別教室等を開催します。

- ◇休日を有意義に過ごし、学校を超えたつながりや思い出づくりを提供する特別教室の実施
- ◇保護者が安心して働く環境を支援するための子どもの居場所づくり事業の実施

11. 母子・父子福祉センターの運営<総務課>

ひとり親家庭や寡婦の方の自立と生活の安定・向上を図り、安心して子育てに取り組めるように、就労支援や各種相談会等の支援事業を開催します。

ひとり親家庭同士の仲間づくりや交流の場を提供する趣味教室等の開催など、母子・父子福祉センターを多くの方に知ってもらえるように積極的に情報発信を行い、広く周知をしていきます。

12. 老人福祉センターの運営<総務課>

高齢者の介護予防や健康増進を目的とした年間を通しての健康体操教室を開催し、高齢者同士の仲間作りや、自主運営活動を行える「卒業型サークル」の育成推進を図ります。また教養の向上や生きがいづくり、交流の場を提供するための各種講座の開催、

困りごとや各種の相談に応じ、多くの方に老人福祉センター事業に参加してもらえるよう積極的に広報を行います。

13. S&S(スマイル アンド スタンド) <相談支援課>

さまざまな理由で就労や生活のしづらさを抱えておられる方や社会に出るきっかけを探しておられる方に、居場所や社会参加の場を提供します。住民や企業と連携し、多様なプログラムを準備し、活動に参加することを通して、自分の居場所づくりや、自己有用感の獲得、自分に合った働き方がみつけられる「場」づくりを進めます。

目標⑤ 東近江の魅力の再発見と誇りづくり ～やっぱりええやん 東近江～

1. 広報・啓発活動<4課>

地域の福祉活動や本会の取り組みおよび福祉関係の情報を、年4回（6月・9月・12月・3月）発行する社協だよりや、ホームページ・フェイスブックにより情報発信を行います。さらに、若い世代を始め、より多くの方に届けられるよう、フェイスブック以外のSNSの活用を検討。魅力的な情報の提供を行い、地域福祉に対する意識向上、地域福祉活動への参加の推進を図るとともに、本会活動に対する理解と関心を深めます。また、会費や共同募金に協力いただいた企業、法人を広く市内に周知し、企業等のメリットを考慮した発信ツールとします。

2. 他団体と連携した東近江の魅力発信<地域福祉課>

東近江の魅力を多様な媒体を通じて、より多くの地域や人々に発信するため、新聞や地域の情報誌を発行する他団体と連携し、魅力発信を行います。

3. 地域のお宝の発見・発信<地域福祉課>

気軽に集まれるゆるやかな場（居場所）が人づくりや見守りにつながっていることに目を向け、趣味の活動や仲間同士の集まりなど、「地域のお宝」を発見し発信します。さらに、そういう場が広がるよう、「集いいね」という愛称で、広くPRしていきます。

- ◇ 「あなたのまちの集いいね V o l . 5」の発行
- ◇ 「地域のお宝」発見のための住民懇談会等の実施
- ◇ 「つながり通信」の発行

目標⑥ 地域活動をすすめるためのサポート ～とことん14地区にこだわり 地域づくりをすすめます！～

1. 地区の地域分析<地域福祉課>

地域の特性に応じた地域活動を支援するために、地区担当ワーカーが各地区的課題や資源、住民の想いやニーズを把握するなど、地域の特性を分析します。

2. 地区社会福祉協議会の活動支援と連携<地域福祉課>

地区の福祉向上を目的に設けられている地区社会福祉協議会の活動を支援します。また、地区社会福祉協議会と連携協働し、住民による福祉活動が進展するよう、地区担当ワーカーが出向き、体制づくりや話し合いの場づくりを進めます。

令和2年度に作成した、地区社協の役割や運営、目指すべき方向性をまとめた「地区社協のてびき」を基に、各地区における地区社協の役割やあり方などを、地区社協とともに協議し、基盤強化や必要な組織体制づくりを進めます。

3. 地区社会福祉協議会 交流会の開催<地域福祉課>

地区社会福祉協議会の発展や活性化のきっかけの場となるよう、同じ目的を持つ市内14地区の地区社会福祉協議会が、課題や取り組みを共有し、情報交換、交流する場を設けます。

◇14地区社会福祉協議会交流会の開催

4. 民生委員児童委員協議会との連携<地域福祉課>

住民に最も身近な支援者である民生委員・児童委員との連携により、困りごとを抱える方の発見や地域生活を支える支援、また地域ぐるみでの見守りや助け合いの活動などを進めます。

5. まちづくり協議会との連携<地域福祉課>

各地区で広くまちづくりに取り組まれているまちづくり協議会と連携し、地区社会福祉協議会をはじめとする地区内の関係団体とヨコのつながりをつくり、福祉のまちづくりを進めます。

6. 「地区住民福祉活動計画」の推進支援<地域福祉課>

地区担当ワーカーが、市内14地区で地区住民福祉活動計画の推進のために設けられている話し合いの場などに参画し、計画が具体的な活動として取り組まれるよう支援します。また、第3次計画策定年度となり、これまでの取り組みや地区の状況をふりかえり、第3次計画の策定を行います。

7. 「第3次地域福祉活動計画」の策定<地域福祉課>

住民の思いや声を聞き、目指す地域像やその地域づくりに必要な取り組み等について話し合う策定委員会を開催し、第3次計画を策定します。

◇策定委員会(年4回)

8. 生活支援体制整備事業 第2層協議体の設置支援、運営支援

＜地域福祉課＞

地域支え合いコーディネーターと地区担当ワーカーが連携して各地域の特性を把握し、その地区にあったメンバー構成や規模をふまえて14全地区において第2層協議体の立ち上げ、運営を支援します。

- ◇第2層協議体・コーディネーター研修会の開催（年1回）

9. 地区ボランティアセンター設置支援、運営支援＜地域福祉課＞

身近な地域にボランティアの活動拠点を設け、ボランティア活動を推進します。

市ボランティアセンターと地区担当ワーカーが連携し、地域の特性に応じた地区ボランティアセンターの設置を進め、住民が主体となって運営されるよう支援します。

- ◇3地区をモデル指定し、設置・運営支援を行う
- ◇住民による地区コーディネーター（仮称）の設置と養成について検討をすすめる
- ◇地区ボランティアセンター勉強会の開催（年1回）

10. 行政の地域担当職員との連携＜地域福祉課＞

住民によるまちづくりを支援するため、地区担当ワーカーは行政の地域担当職員と本会の各地区の情報を共有する場を持ち、連携を図ります。

基盤強化計画

1. 民間法人として、独自性に採算性を兼ね併せた法人経営を目指します

＜総務課＞

（1）経営組織のガバナンスと財政規律を強化し、役職員が一体となって組織・経営改善を行い、経営計画やロードマップにより、計画的な事業執行と改革に取り組みます。

①三役会の実施

適正かつ的確な社協運営を行うため、会長、副会長、常務理事及び管理職員による協議を隨時行います。

②理事会の運営

社協の事業運営について理事の意見を十分反映できるよう定期的な開催に努め理事会の執行力強化を図ります。

③評議員会の運営

法人の重要な事項についての議決機関として、社協事業への理解や地域課題が共有できるよう会議運営に努めます。

④監査会及び監事指導

適正な社協組織・事業運営を図るため、理事会に参加の上、必要により監事からの助言・指導を受けます。また、決算期には事業報告・決算状況など法人全体について監査を受けます。

⑤評議員選任・解任委員会の運営

評議員の任期満了による改選があることから、評議員選任・解任委員会を開催し、中立性を担保し、適正な選任及び解任を行います。

(2) 事業運営の透明性の向上を図ります。

法による財務諸表や現況報告書、また、県や市の補助金、市民の皆様や企業・団体等からいただいた会費、共同募金等の使いみちについて、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムや本会のホームページ、広報などで広く情報公開を行います。

また、全職員が財源を意識し、資金の流れや使途を明確化しながら、各事業の成果について、透明性を図り、市民にわかりやすく見やすい事業実績を報告します。

(3) 財務規律を強化します。

会計基準に則り、適正かつ公正な会計手続きと出納管理を引き続き行います。

また、将来に向け安定した財源確保が必要不可欠となることから事業内容の見える化を進めるとともに、職員一人ひとりがコスト意識と経営感覚を持ち、経営の安定と財政の適正化を目指します。

(4) 市社協会費・共同募金検討委員会の答申をもとに地域福祉活動の自主財源の確保と有効活用に向けて検討します。

①市社協会費の有効活用

社協活動に理解・賛同いただける社協の協力者の拡充を目指します。また、振込による納入の推進や積極的な広報・啓発等により会費運用の透明性を高めるとともに、幅広い年代の市民の方が有用性を実感できるよう会費を活用します。

また、賛助会費に協力いただいた企業・法人を広報に掲載することで、会費に協力することへの直接的なメリットを作ります。

次年度に向けて、WEBサイトからの会費の協力についての検討を行います。

一般会費 一口 500円（戸別）

特別会費 一口 1,000円（個人）

賛助会費 一口 3,000円（法人・企業・団体）

②共同募金助成金の有効活用

赤い羽根共同募金運動の一層の推進により地域福祉財源の確保に努めるとともに、助成事業については、共同募金運動の主旨に合った助成事業に転換し、その助成が適正かについて審査委員会による審査を行います。

また、募金の使い道の検討のために内部プロジェクトを立ち上げ、令和3年度策定を進める第3次地域福祉活動計画に基づき、東近江市の福祉推進により有効な形での活用方法について、令和4年度の要綱改正を目標に検討を行います。

③善意銀行の有効な活用

市民の善意で寄せられる寄付金・物品について、寄付者と受給者のマッチングを図り、柔軟かつ効果的な循環型活用の仕組みづくりについて検討します。

(5) 第三者委員会の開催

苦情解決に対して社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮して適正に対応するため、第三者委員会を開催します。

社協に対する苦情等を、中立・公正・客観性に配慮し、事業者や利用者に対して問題解決に向けて調整や助言を行います。また、第三者委員会において社協に対するすべての苦情等を、報告・検証し、改善に向けてアドバイスを受けます。

◇第三者委員会の定例開催（年2回）

(6) 各部署の連携の強化

日常業務の円滑な実施のため課長会議ならびに主幹会議を定期開催し、情報の共有化を図るとともに職員の共通認識を高めていきます。

(7) 災害に備えた体制整備

災害発生時の職場内の体制を確立するため、引き続き職員プロジェクト会議を設置し、災害が発生したときの職員の参集や安否確認のプロセス、フェーズに合わせた行動計画（B C P＝事業継続計画）に基づき、職員の初動を具体的に示した行動マニュアルの作成を進めます。

(8) 行政とのパートナーシップの向上

社協事業に不可欠な行政と常日頃からつながりを持ち、市民のための新たな取り組みや困りごと課題に対して、足並みをそろえて取り組めるよう関係づくりに努めます。

2. 経営管理＜総務課＞

《事業管理や財務管理、人事管理、所轄庁などへの法務業務など》

経営管理について、適正な事業・財政・人事管理ができる組織運営を行うため、育成・評価・処遇を一体化した人事労務管理に努めます。また、働き方改革関連法施行に伴う、長時間労働の是正や休暇の取得推進等、職員が健康で働きやすい職場環境の整備、また、不合理な待遇格差の解消のため、同一労働同一賃金への対応整備を引き続き進めます。その他、職員の勤怠管理について、新型コロナウイルス感染症対策及び事務の効率化として、分散・在宅勤務にも対応した勤怠システムの導入を図ります。

(1) 人事考課制度

市民をはじめ関係機関の期待に応えるべく、職員の能力向上を図り、職員一人一人がその能力を最大限に發揮し組織力を高めるため、人事考課制度を適正に実施します。

- ①職員自身が自己の「強み」と「弱み」に気づき、自発的な能力開発に取り組むための機会を提供するとともに、職員の「能力」と「やる気」を高め、「8つの人材プロフィール」で目指す「重点課題の遂行に求められる社協職員像」の実現を図ります。
- ②「市民のしあわせ」を実現するために活用し、本会の人材育成、組織活性化及び組織力向上につなげます。
- ③人事給与制度の見直しを行ったことを受け、平成29年度からの人事考課制度の試行期間を経て、人事考課の評価を職員の昇給昇格及び賞与等に反映します。

○目指すべき職員像

1. 地域や住民との関わりを持ち、信頼関係を築く人。
2. 様々な事柄に興味関心を持ち、情報の収集や活用を多彩に行う人。
3. 基本理念に基づいて、自ら考え、果敢に挑戦し、責任を持って行動する人。
4. 社会や組織の一員としての自覚を持ち、周囲と協力しながら努力を惜しまず成果を追い求める人。

5. プロフェッショナル意識を持ち、広い視野と深い見識の習得に意欲的な人。
6. 相手の立場に立ち、認め、可能性を信じて誠実に接していく人。
7. 自己管理を怠らず、自らを律し、相手のアドバイスを真摯に受け容れ実践する人。
8. チームワークを重んじ、周囲を巻き込みながらリーダーシップを発揮する人。

(2) 勤怠管理システムによる職員の労務管理

勤怠システムを導入し、全職員の労務管理の一元化を図るとともに、適正な労働時間法制の徹底と勤怠集計システムの活用により事務の効率化を図ります。

3. 職場体制を整備します＜総務課＞

職員の定着と人材育成へのアプローチを行います。

- (1) 職員の資質向上のため、専門研修のみならず、マネジメント力を養う研修等、外部研修も含め、必要な研修を計画し積極的に参加します。また、社会福祉協議会が目指す使命を理解し、組織の一員として自覚がもてるよう研修体制を整えます。

①内部研修

- ◇新任職員研修
- ◇役職や業務ごとの階層別研修（キャリアパス研修）
- ◇専門分野ごとの研修
- ◇事例検討による研修
- ◇全員研修など

②外部研修

- ◇全国レベル、県・県社協で実施される研修への参加

③自己啓発研修への参加促進

④人材育成計画の策定

- ◇階層別人材育成計画

(2) 魅力的な職場環境づくりの推進

すべての職員が、仕事と子育てや介護を両立し、生き生きと働きがいをもって継続勤務できることを目指す一般事業主行動計画により、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を支援するとともに、職場におけるハラスメント防止の為の、職場環境の改善を図ります。

◇ストレスチェックの実施

職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

◇特定職員に超過勤務が集中しないよう業務の分散化と業務分担の改善

◇安全衛生委員会の開催

◇働きやすい職場環境づくりのための研修や相談体制の整備

◇健診の要再検査の者へ受診の促進

- ◇職員の健康管理のひとつの手段である「ノー残業デイ」の徹底
- ◇職員の夏季特別休暇の完全取得および年次有給休暇の取得
- ◇育児休業や産前産後休暇制度の周知を図ると共に男性職員の育児休業取得の促進を図る

(3) 有期雇用契約を5回以上反復更新した方が、本人の申し出により、雇用期間に定めのない、無期転換ルールを推進します。

(4) 働き方改革による労働環境の改善

職員がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に努めます。

①労働時間法制の徹底

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現できるようにします。

◇残業時間の上限規制に対する取り組み

◇年間5日の年次有給休暇の完全取得の徹底

◇労働時間の状況を客観的に把握

◇長時間労働者にかかる面接指導の拡充（産業医）

②雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

同一事業所による正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくしていく為の段階的整備。

◇不合理な待遇格差をなくすための規程の改善（同一労働同一賃金）

◇職員への待遇に関する説明義務

◇行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続の規程整備

③改正高齢者雇用安定法の施行による就業確保措置

令和3年4月からの改正高齢者雇用安定法の施行により、70歳までの就業確保措置を講じるための体制整備。

◇高齢者就業確保措置の検討

- ・70歳までの定年引上げ
- ・定年制の廃止
- ・70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

4. 住民のくらしを丸ごと支える包括的な相談支援を目指します＜相談支援課＞

相談者の困りごとを丸ごと受け止め、伴走した支援に努めます。住民のもつ力と多機関協働させた、支援の狭間をつくるない社協だからできる相談支援を進めます。

(1) 社協内部においてケース会議等を行い、事例を通じ職員個々の相談に対応する力を強化します。

(2) 個別の課題を地域の課題（我が事）として顕在化させ、社協の相談力を発揮した取り組みにつなげます。

(3) 住民や専門機関、多職種が連携した相談体制づくりを目指します。

5. 社協らしい在宅福祉サービスを目指します＜在宅福祉課＞

- (1) ロードマップに示されているように小規模多機能型居宅介護事業所かじやの里の新兵衛さんについて、利用者ニーズへの対応と安定した事業実施を目指し方向性を明らかにします。
- (2) 「休眠預金を活用した民間公益活動」の取り組みとして、東近江市内の介護、障害福祉事業所と「小規模事業所事業所で考えるコロナ感染対策の語り合いの場」や昨年度より行っている「能登川地区の介護事業所の災害時の協力体制について話し合う場」等、社協内の事業所だけでなく市内の事業所との話し合いの場を設けます。このような場が、顔見知りの関係から互いに連携、切磋琢磨し東近江市の在宅介護を支える力の底上げとなるよう今後も継続していきます。
- (3) 介護の専門性を生かし、顔見知りの関係から事業所に気軽に立ち寄れる地域の介護相談の拠点となるよう、住民が行うサロンや福祉共育の依頼を積極的に受け、地域に出向きます。また、受けた相談や利用者と関わる中で気が付いた在宅生活での困りごと、世帯での困りごとについて他課と情報を共有し、連携することで解決に向かいます。

6. 市内14の各地区に合わせた、支えあえる地域づくりを目指します

＜地域福祉課＞

市内14の各地区に地区担当ワーカーを配置し、それぞれの地区における課題や地域資源、地域性などの地域分析のもと、地域住民や専門職、各種団体や企業などと協働し、地域づくりを進めます。

また、地域の特性に応じた「場づくり」「人づくり」「仕組みづくり」を進めます。

7. 地域課題に対し、多職種・他機関が協働して解決を図るためのネットワークを構築します ＜地域福祉課＞

さまざまな地域課題に対し、市域・地区域・小地域それぞれのエリアに応じて、あらゆる分野の職種・機関がそれぞれの強みを活かし解決にあたれるよう、協働して取り組むネットワークの構築を目指します。

本年は、生活支援体制整備事業で地区域に位置づけられる第2層協議体、そして住民活動の拠点としての地区ボランティアセンター設置・運営支援を行います。

8. 「地域福祉活動計画」の進捗確認を行い、第3次計画を策定します

＜地域福祉課＞

5ヶ年計画である「第2次地域福祉活動計画」の最終年にあたり、策定委員をはじめとする様々な立場の方とともに、実践の進捗を確認し、目標や課題設定について検証する場を設けます。「第3次地域福祉活動計画」の策定にむけて検討し、各地区の住民の声や思いから、今必要な地域づくりの計画を策定します。

また、社協として取り組むべきことを検討し、計画に反映していくために各課職員で構成する「地域共生実現プロジェクト」を開催します。

- ◇策定委員会の開催（年4回）
- ◇地域共生実現プロジェクトの開催

9. 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を構築します

＜相談支援課・地域福祉課＞

個人や世帯が抱える課題が複雑化、複合化する中で相談を包括的に受けとめ、多機関が協働し解決に向け取り組みをすすめていくため、相談支援包括化推進員を配置します。

- ◇相談支援包括化推進員の配置

10. 施設運営・管理

市施設（指定管理）・市社協所有施設を運営する上で、広く市民からのニーズに応え、安全安心に利用していただけるよう環境整備を行い、地域に開かれた施設として適切な運営管理を行います。

- (1) 市施設の指定管理・運営（1施設）
 - ◇東近江市福祉センターハートピア
- (2) 市社協施設の維持管理・運営（5施設）
 - ◇ゆうあいの家
 - ◇せせらぎ
 - ◇ちゃがゆの郷
 - ◇かじやの里の新兵衛さん
 - ◇デイサービスセンターあさひの

11. 地域における公益的な取り組み

地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法人の専門性や資源などを活かし、地域課題や地域のニーズに対応する社会貢献活動の推進と、他社会福祉法人の社会貢献活動の推進支援を行います。

- (1) 東近江市社協の地域貢献活動
 - ◇生活困窮者支援
 - ◇新しい総合事業による介護予防プログラム
- (2) 他の社会福祉法人への地域貢献活動支援
 - ◇社会福祉法人の情報交換会の開催
 - ◇社会貢献活動の情報発信
 - ◇社会貢献活動の相談対応・情報提供・マッチング